

令和8年度 県立むきばんだ史跡公園復元建物修理工事

設計図

(洞ノ原地区 2号竪穴住居)

I. 洞ノ原地区竪穴住居 (DH2号) 修理図		II. 洞ノ原地区竪穴住居 (DH16号) 修理図		III. 妻木山地区田高床倉庫 (SB206) 修理図	
A-01	改修特記共通仕様書 (共通)	B-01	木工事仕様書	C-01	配置図
A-02	木工事仕様書	B-02	配置図	C-02	平面図・小屋伏図 (既存参考図)
A-03	配置図	B-03	平面図・立面図 (既存参考図) (屋根修理図)	C-03	屋根伏図 (既存参考図) (屋根修理図)
A-04	平面図 (既存参考図)	B-04	断面図 (既存参考図) (屋根修理図)	C-04	立面図 (既存参考図) (屋根修理図)
A-05	立面図-1 (既存参考図) (屋根修理図)	B-05	矩計図 (既存参考図) (屋根修理図)	C-05	断面図 (既存参考図) (屋根修理図)
A-06	立面図-2 (既存参考図) (屋根修理図)	B-06	基礎伏図・小屋伏図 (既存参考図)	C-06	矩計図 (既存参考図) (屋根修理図)
A-07	断面図 (既存参考図) (屋根修理図)	B-07	屋根伏図 (既存参考図) (屋根修理図)	C-07	基礎伏図 (既存参考図)
A-08	矩計図 (既存参考図) (屋根修理図)				
A-09	基礎伏図 (既存参考図)				
A-10	小屋伏図 (既存参考図) (屋根修理図)				
A-11	屋根伏図 (既存参考図) (屋根修理図)				

木工事仕様書

A. 共通事項

- ① 本設計並びに工事仕様は、「建築士法第41条（発行者 財団法人 鳥取県教育文化財団）」に、準ずること。

B. 一般事項

- ① 木材
(材料は支給品とする)
 - ・ 構造材・造作材及び板材の種類、品等は図示による。ただし、監督員と協議の上代用材使用可とする。
 - ・ 末口φ120以上の丸太材・板材(製材品)は、手荷上とする。
 - ・ 木材の含水率(現場搬入時)は、構造材2.0%以下、造作材1.8%以下とする。
 - ・ 木材の断面指定寸法は、元木寸法とする。ただし、造作材の場合で、寸法線が記入されているものは、仕上り寸法とする。
 - ・ 構造材に丸太を使用する場合は、全て段割ぎ材とする。又、用材の見え掛かりは、全て手荷消判りとする。
- ② 取付
 - ・ 木材の取付及び組立は、必要に応じて仮ボルト使用の上、麻縄6分5本締めとする。
 - ・ 諸金物・接合金物等は、Zマーク表示金物 亜鉛メッキを使用する。
- ③ 養生
 - ・ 養生期間中は、養生材を適切に敷き、養生材の破損や不足を随時確認し、必要に応じて補修を行う。
 - ・ 養生材の撤去は、養生期間満了後、かつ、現場の状況を確認の上、監督員の指示に従って行う。
- ④ 養生
 - ・ 工事中に汚染・損傷などの恐れがある材料、及び見え掛かり部分は、紙張り・あて板等の適切な方法によって養生すること。

C. 竪穴式住居

- ① 柱
 - 【 木造躯体工事 】
 - ・ 断面寸法は、末口φ180-元口φ210とする。
 - ・ 軒桁等と柱の仕口部分は、短ほぞ差し仮ボルト締めの上、麻縄5本締め固定とする。
 - ・ 基礎と柱取合は、SUSアングル等でボルト締め固定とする。
- ② 軒桁
 - ・ 断面寸法は、タイコφ210 φ240とする。
 - ・ 仕口は、軒桁を受ける柱の中心で、各々短ほぞ差し仮ボルト止めの上、麻縄5本締め固定とする。
- ③ 扱首・隅扱首
 - ・ 断面寸法は、末口φ150-元口φ210とする。
 - ・ 頂上部取合は、各々短ほぞ差し仮ボルト止めの上、麻縄5本締め固定とする。
 - ・ 軒桁・柱の上部取合は、仮ボルト締めの上、麻縄5本締め固定とする。
 - ・ 基礎との取合は、アンカーボルト等でボルト締め固定とする。
- ④ 受材等
 - ・ 断面寸法は、図示による。
 - ・ 末口120mm以上の丸太の端手は、受材上で台持継ぎとし、麻縄5本締め固定とする。
 - ・ 受材当りは渡りありとし、仮ボルト止めの上、麻縄5本締め固定とする。
- ⑤ 小隠束
 - ・ 軒付た又は敷けたとの仕口は、かぶとあり掛け又は渡りありとし、いずれも羽子板ボルト締めとする。
 - ・ 断面寸法は、末口φ90とする。
 - ・ 上部・下部の仕口は、短ほぞ差し麻縄5本締め固定とする。
- ⑥ 棟木
 - ・ 断面寸法は、図示による。
 - ・ 扱首等との取合は、麻縄5本締め固定とする。
- ⑦ 母屋
 - ・ 断面寸法は、末口φ180-元口φ210とする。
 - ・ 継手は、母屋等を受ける部材の中心で、各渡りあり短ほぞ差し仮ボルト止めの上、麻縄5本締め固定とする。
- ⑧ 垂木
 - ・ 断面寸法は、200*60*75*30(懸拵部分)内外とする。
 - ・ 継手は、母屋の上端でそぎ継ぎとし、母屋に麻縄5本締め固定とする。
- ⑨ 扉
 - 【 造作工事他 】
 - ・ 建具寸法は、H1400*W750*(7)30とする。
 - ・ 扉は、板3枚裏付加工とする。
- ⑩ 窓
 - ・ 建具寸法は、H510*W450*(7)30とする。(木切版 H100*W400)
 - ・ 扉は、板3枚裏付加工、かずら吊りとする。

E. 備考

- ・ その他、同仕様書以外事項については、監督員と協議の上決定のこと。
- ・ 施工に先立ち、施工計画書作成、施工図作成の上、監督員と協議決定の上施工すること。

- ⑪ 【 屋根工事 】
茅葺き
(材料は支給品とする)
- ⑫ 軒垂木
(材料は支給品とする)
- ⑬ 母屋
(材料は支給品とする)

- ・ 構造材の取付及び組立は、必要に応じて仮ボルト使用の上、麻縄6分5本締めとする。
- ・ 諸金物・接合金物等は、Zマーク表示金物 亜鉛メッキを使用する。
- ・ 養生期間中は、養生材を適切に敷き、養生材の破損や不足を随時確認し、必要に応じて補修を行う。
- ・ 養生材の撤去は、養生期間満了後、かつ、現場の状況を確認の上、監督員の指示に従って行う。

整理番号



木下俊哉建築設計事務所
 一級建築士事務所 知事登録第 27-544 号
 鳥取県米子市三本松 2丁目6番41号 TEL (0859)33-3725
 管理建築士 一級建築士大臣登録第 139310号 木下俊哉

検 図 担 当 製 図

工事名

令和8年度
 県立むきばんだ史跡公園復元建物修理工事設計図

図 名

竪穴式住居 (DH2号)
 木造特記仕様書

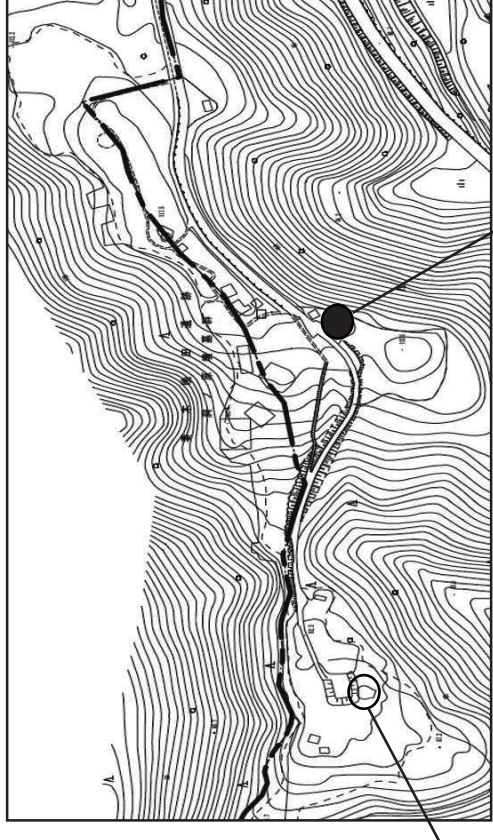
年月日

縮尺

図 番

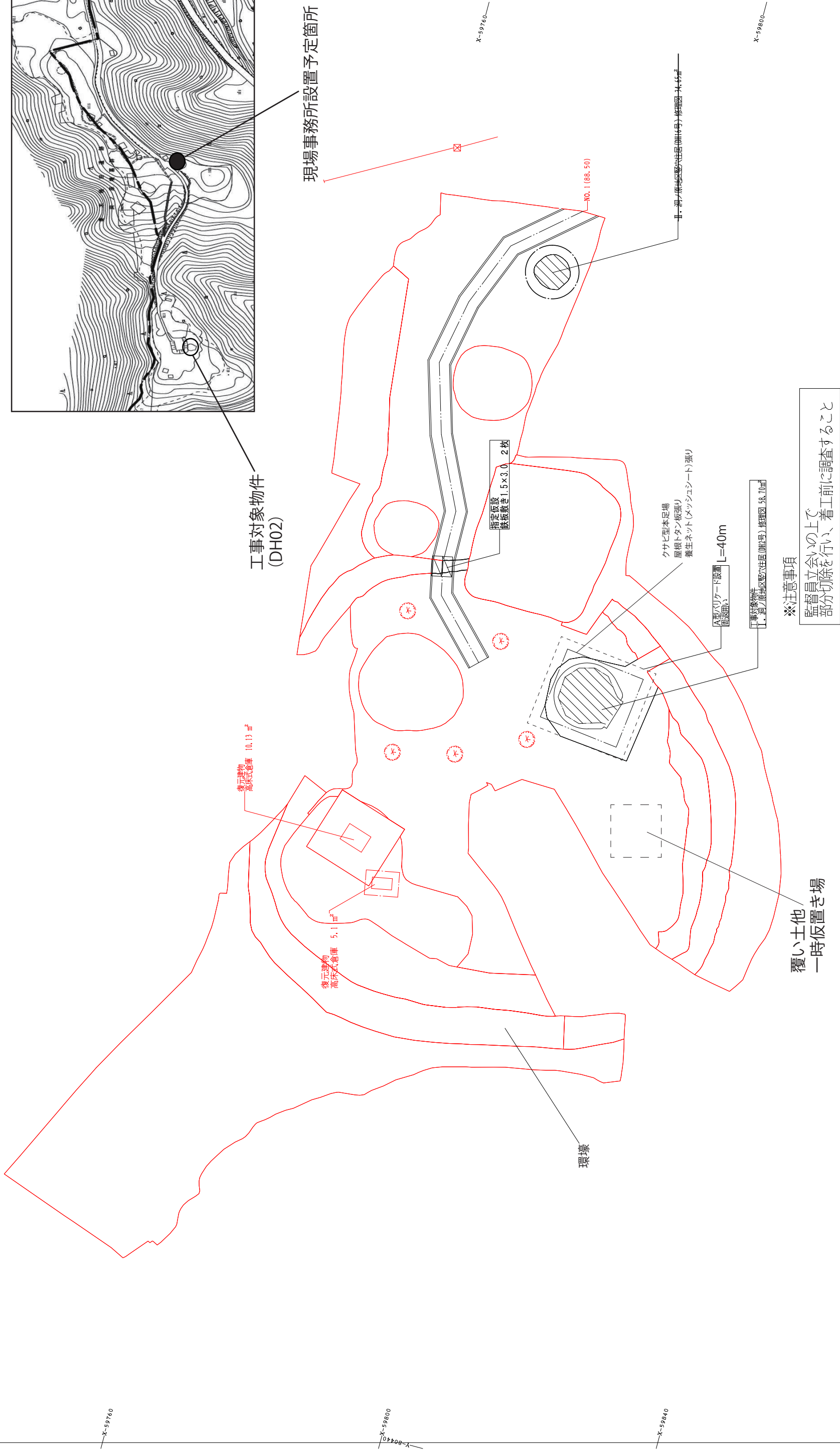
A-02

住居DH2号



工事対象物件
(DH02)

現場事務所設置予定箇所



Y-80440 X-59760 Y-80400 X-59800 Y-80360 X-59840 Y-80320 X-59880 Y-80280 X-59920

整理番号



木下俊哉建築設計事務所
 一級建築士事務所 知事登録第 27-544 号
 鳥取県米子市三本松 2 丁目 6 番 41 号 TEL (0859) 33-3725
 管理建築士 一級建築士大臣登録第 139310 号 木下俊哉

検 図 担 当 製 図

工事名

令和 8 年度
 県立むきばんだ史跡公園復元建物修理工事設計図

図 名

整穴式住居 (DH2号)
 配置図

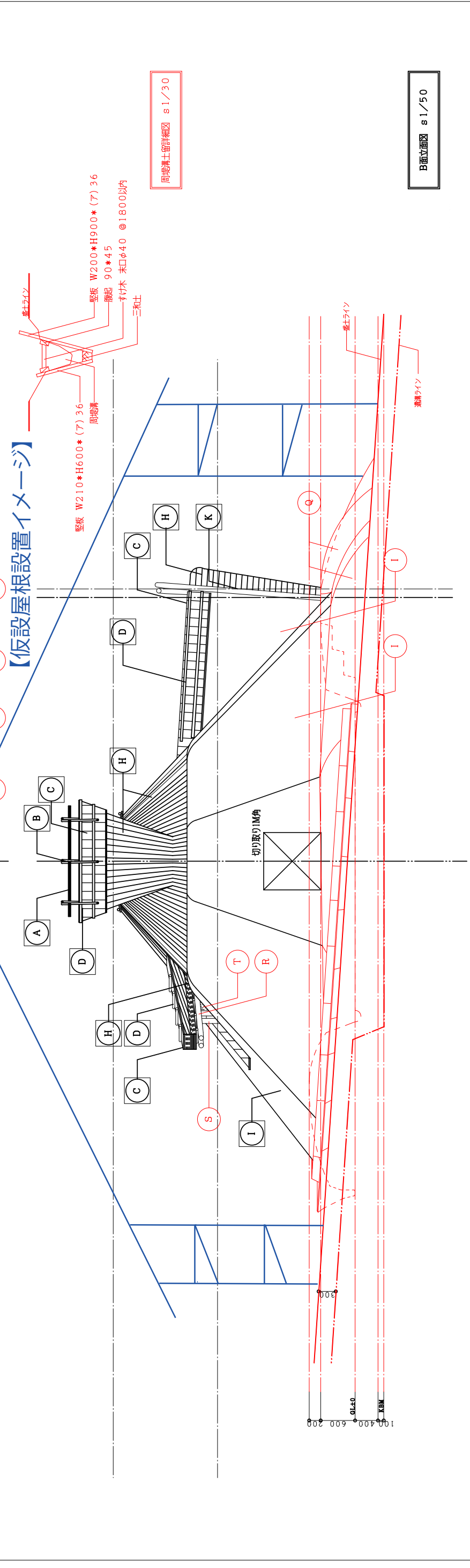
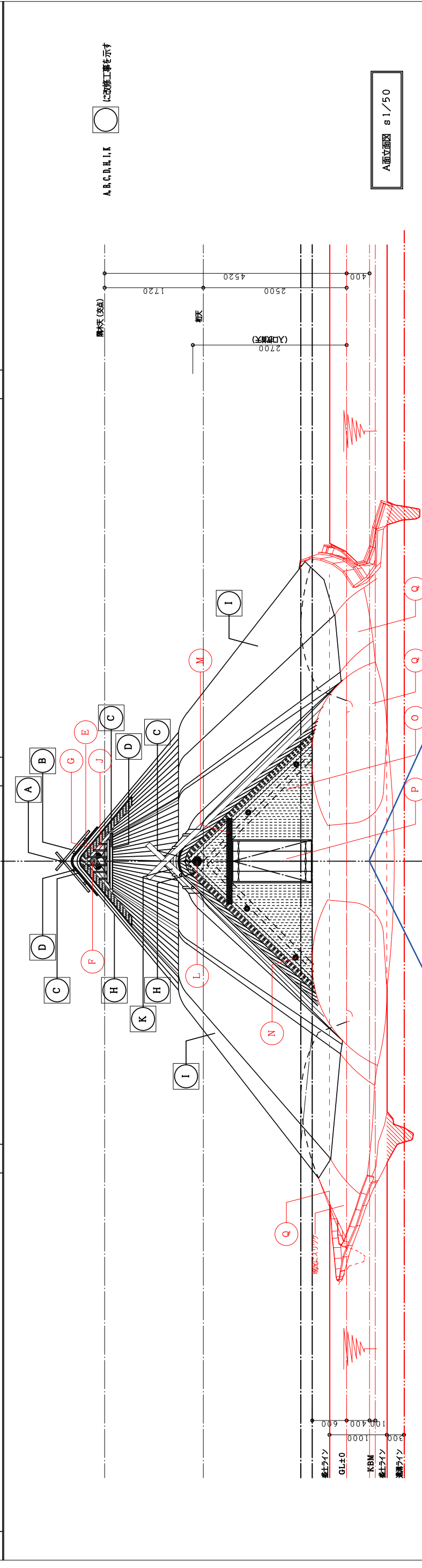
年月日

縮尺
 A2-1/400

図 番

A-03

A	棟神など 末口φ40 栗材皮剥丸太	【再利用復旧】	千本 末口φ30 栗材皮剥丸太	【再利用復旧】	C	杉皮 400*150	【再利用復旧】補足材表給十	D	杉皮押え 末口φ40 栗材皮剥丸太	【再利用復旧】	住居DH2号
E	煙抜部分垂木 75*30		F	煙抜棟木 末口φ90-元口φ120 栗材皮剥丸太	G	杉押え 末口φ40 栗材皮剥丸太	H	下葺き(7)100 滑き(7)100	【既存撤去処分 支給品復旧】		
I	現地豪木山止葺き (7)75~200	【場内載荷再利用復旧】	J	煙抜部分小舞 末口φ20	K	破風 末口φ90-元口φ120 栗材皮剥丸太	L	入口部分棟木 末口φ150-元口φ180 栗材皮剥丸太			
M	入口部分桁 末口φ90 栗材皮剥丸太		N	母屋 末口φ90-元口φ120 栗材皮剥丸太	O	茅(竖葺) 下地小舞 末口φ40 栗材皮剥丸太	P	入口厚 H1400*W750 板戸(7)40*250*3枚 裏打			
Q	三和土タタキ 下真砂土		R	桁 末口φ90 栗材皮剥丸太	S	束 末口φ90 栗材皮剥丸太	T	茅(竖葺) 下地小舞 末口φ20			



整理番号

事務所
木下俊哉建築設計事務所
鳥取県米子市三本松2丁目6番41号 TEL (0859) 33-3725
管理建築士 一級建築士大臣登録第 139310号 木下俊哉

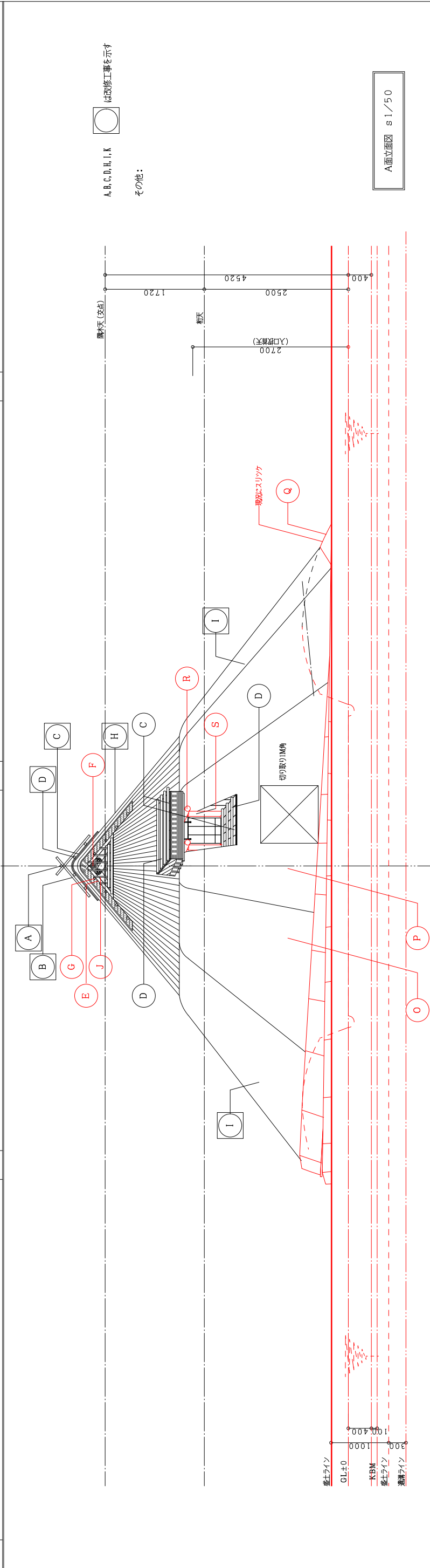
図名
竪穴式住居 (DH2号)
立面図一

図号
竪穴式住居 (DH2号)
立面図一

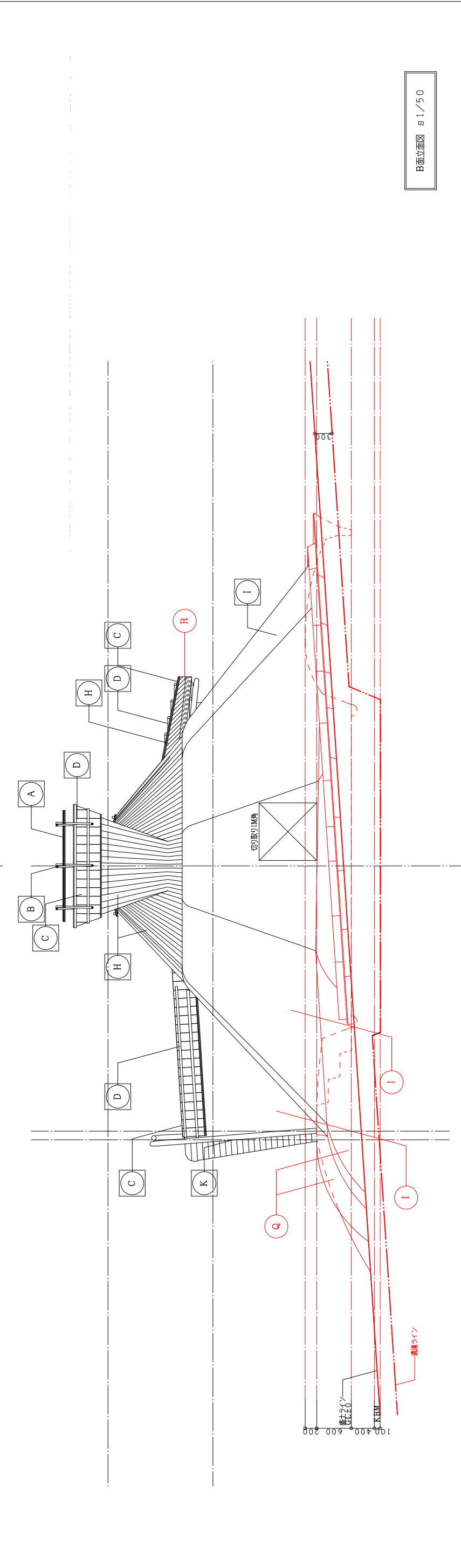
年日
縮尺
A2-1/50, 1/30

図番
A-05

A	横押え 末口φ40 栗材皮剥丸太	【再利用/復旧】	千本 末口φ30 栗材皮剥丸太	【再利用/復旧】	C	杉皮 400*150	【再利用/復旧 補材材支給】	D	杉皮押え 末口φ40 栗材皮剥丸太	【再利用/復旧】	住居DH2号
E	煙抜部分垂木 75*30	【再利用/復旧】	F	煙抜棟木 末口φ90-元口φ120 栗材皮剥丸太	G	茅押え 末口φ40 栗材皮剥丸太	H	下茅葺き (7)100 逆葺き (7)100	H	逆葺き (7)100	
I	現地豪木山土葺き (7)75~200	【場内載荷再利用/復旧】	J	煙抜部分小舞 末口φ20	K	破風 末口φ90-元口φ120 栗材皮剥丸太	L	入口部分棟木 末口φ150-元口φ180 栗材皮剥丸太	L	入口部分棟木 末口φ150-元口φ180 栗材皮剥丸太	
M	入口部分桁 末口φ90 栗材皮剥丸太	【再利用/復旧】	N	母屋 末口φ90-元口φ120 栗材皮剥丸太	O	茅 (堅葺) 下地小舞 末口φ40 栗材皮剥丸太	P	入口厚 H1400*W750 板戸 (7)40*250*3枚 裏打	P	入口厚 H1400*W750 板戸 (7)40*250*3枚 裏打	
Q	三和土タタキ 下真砂土	【再利用/復旧】	R	桁 末口φ90 栗材皮剥丸太	S	束 末口φ90 栗材皮剥丸太	T	茅 (堅葺) 下地小舞 末口φ20	T	茅 (堅葺) 下地小舞 末口φ20	

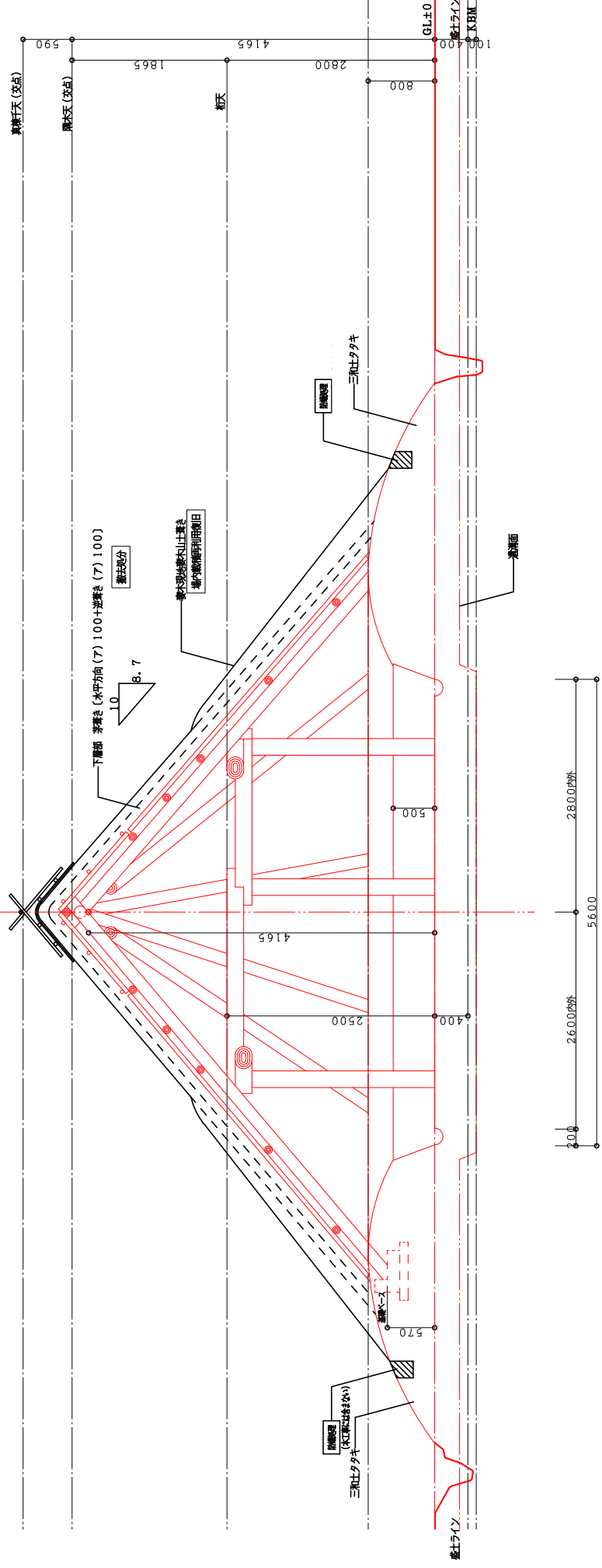


A面立図 s 1/50

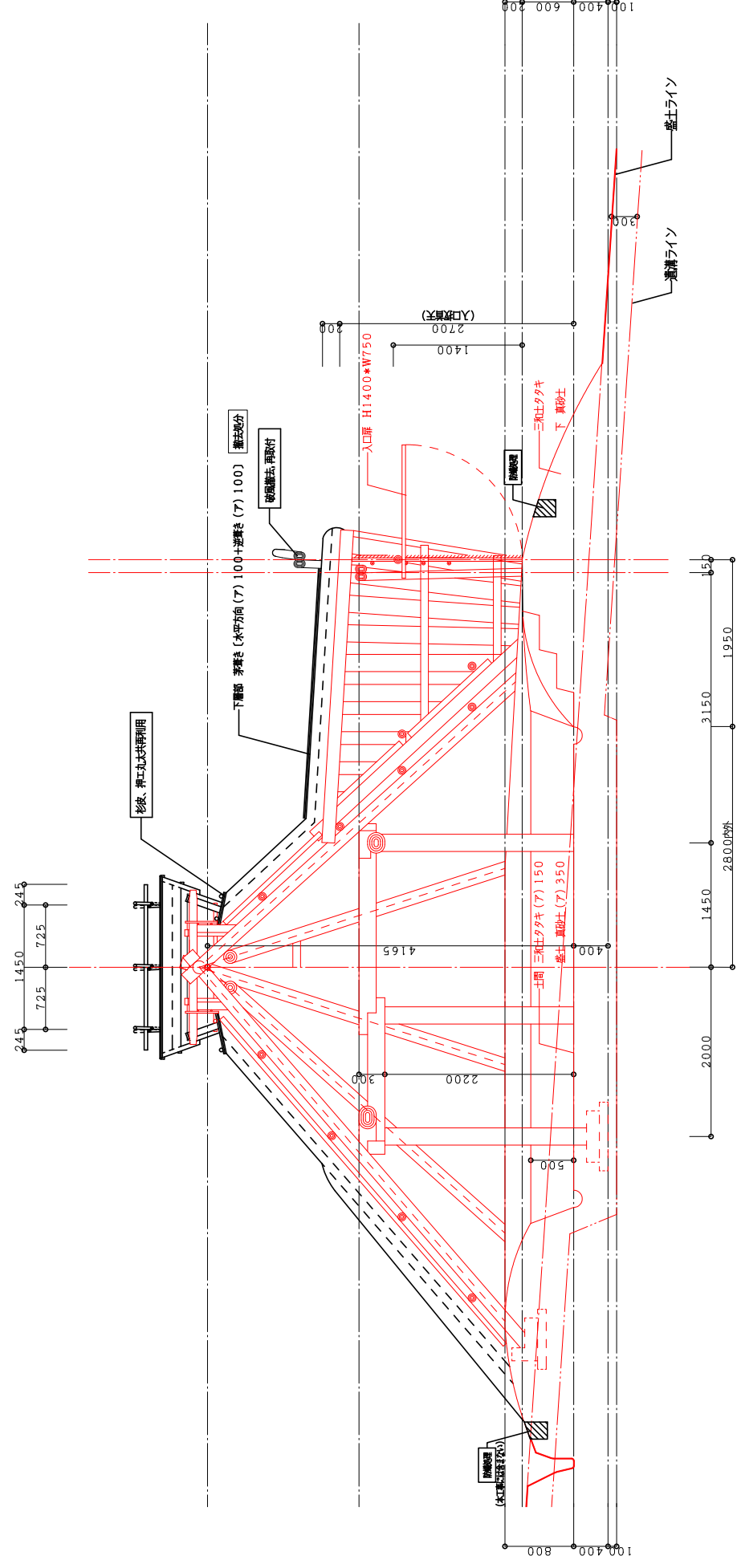


B面立図 s 1/50

整理番号	事務所	図名	年月日	図番
木下俊哉建築設計事務所	令和8年度 県立むきばんだ史跡公園復元建物修理工事設計図	竪穴式住居 立面図-2	縮尺 A2-1/50	A-06
一級建築士事務所 知事登録第 27-544 号 鳥取県米子市三本松 2 丁目 6 番 41 号 TEL (0859) 33-3725 管理建築士 一級建築士大臣登録第 139310 号 木下俊哉	令和 8 年度 県立むきばんだ史跡公園復元建物修理工事設計図	竪穴式住居 立面図-2	縮尺 A2-1/50	A-06



X-X断面図 s1/50



Y-Y断面図 s1/50

整理番号

木下俊哉建築設計事務所
 一級建築士事務所 知事登録第 27-544 号
 鳥取県米子市三本松 2 丁目 6 番 41 号 TEL (0859) 33-3725
 管理建築士 一級建築士大臣登録第 139310 号 木下俊哉

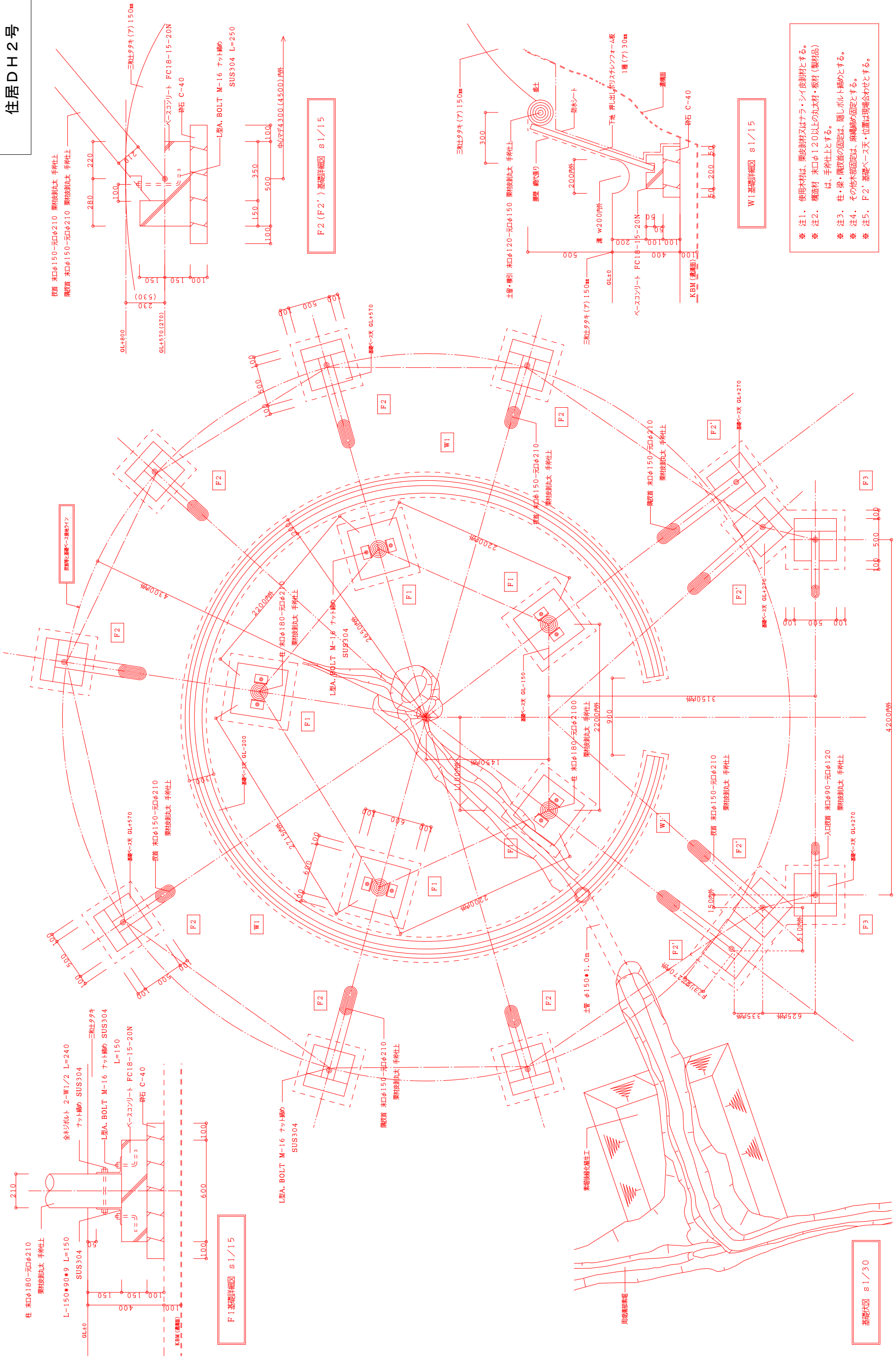
検 図 担 当 製 図

工事名
 令和 8 年度
 県立むきばんだ史跡公園復元建物修理工事設計図

図 名
 竪穴式住居
 断面図 (DH2号)

年月日
 縮尺
 A2-1/50
 図 番
 A-07





※ 注1. 使用木材は、硬質樹材又はナラ・シイ皮製材とする。
 ※ 注2. 構造材 末口φ120以上の丸太材・板材（製材品）は、手巻仕上とする。
 ※ 注3. 柱・梁・隅柱等の固定は、隠しボルト締めとする。
 ※ 注4. その他木部固定は、麻縄締め固定とする。
 ※ 注5. F.2. 基礎ベース木・位置は現場合わせとする。

基礎伏図 s1/30

F1基礎詳細図 s1/15

F2 (F2')基礎詳細図 s1/15

W1基礎詳細図 s1/15

整理番号

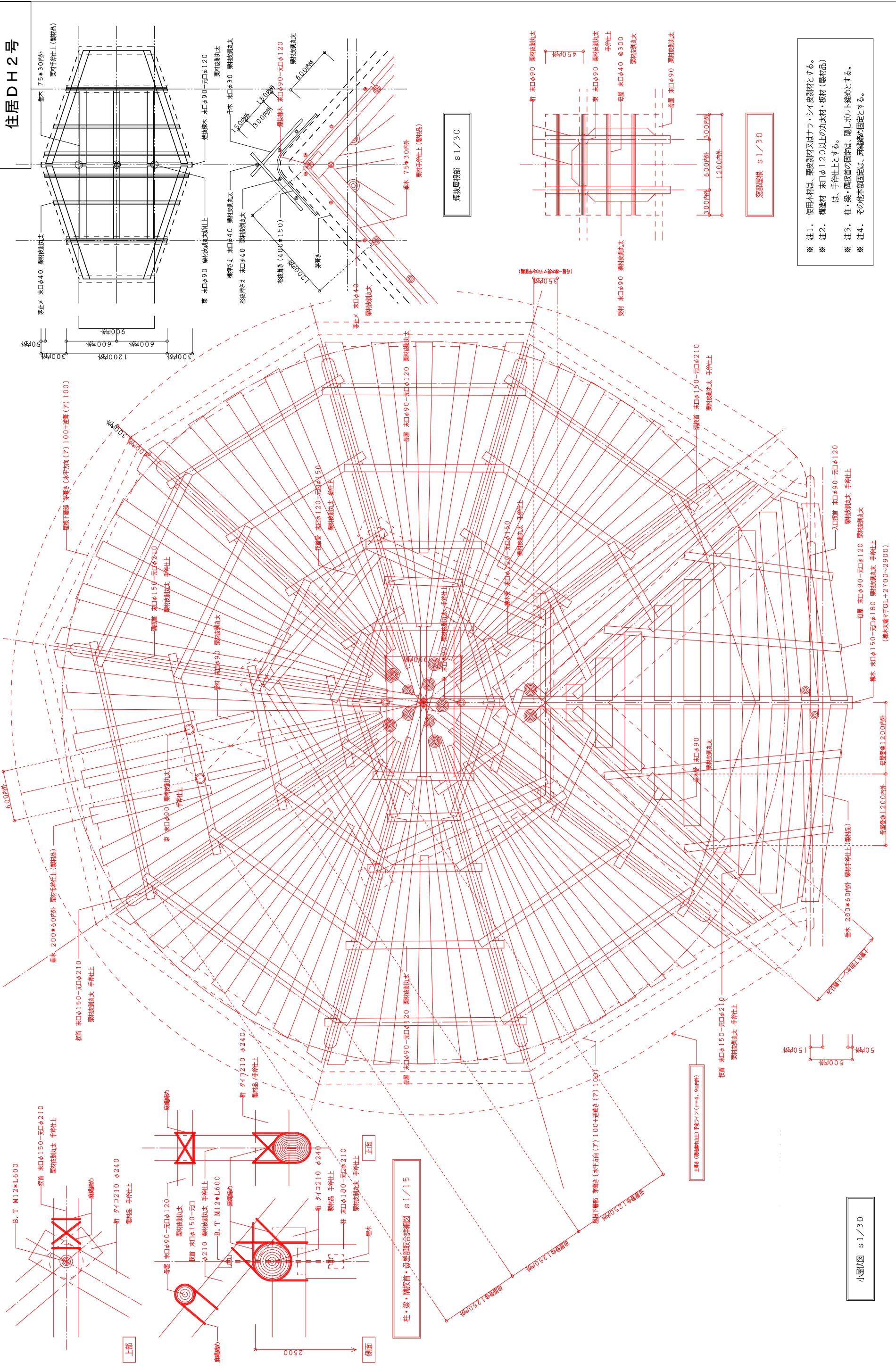
木下俊哉建築設計事務所
 一級建築士事務所 知事登録第 27-544 号
 鳥取県米子市三本松 2 丁目 6 番 41 号 TEL (0859) 33-3725
 管理建築士 一級建築士大臣登録第 139310 号 木下俊哉

検 図 担 当 製 図

工事名
 令和 8 年度
 県立むききばんだ史跡公園復元建物修理工事設計図

図 名
 竪式住居 (DH2号)
 基礎伏図

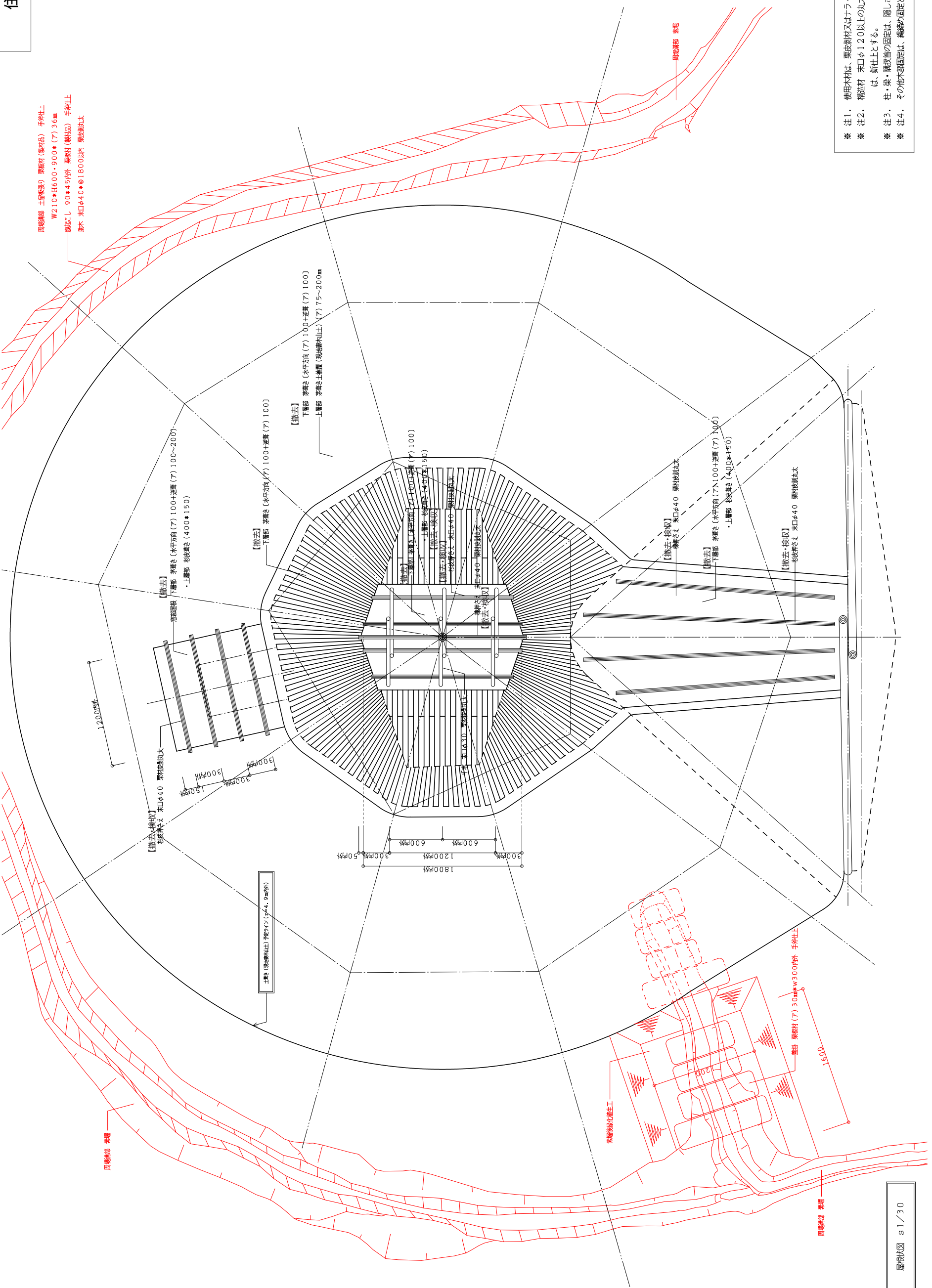
年月日
 縮尺
 A2:1/30, 1/15
 図 番
 A-09



※ 注1. 使用木材は、栗成材又はナラ・シイ成材とする。
 ※ 注2. 構造材 末口φ120以上の丸太材・板材（製材品）は、手存上とする。
 ※ 注3. 柱・梁・隅材面の固定は、隠しボルト締めとする。
 ※ 注4. その他木部固定は、麻縄締め固定とする。

整理番号	図名	年月日	図番
	竪穴式住居 小屋伏図		A-10
工事名	図名	縮尺	
令和8年度 県立むきばんだ史跡公園復元建物修理工事設計図	(DH2号)	A2-1/30、1/15	
検図担当	製図		
木下俊哉建築設計事務所			
一級建築士事務所 知事登録第 27-544 号 鳥取県米子市三本松 2 丁目 6 番 41 号 TEL (0859) 33-3725 管理建築士 一級建築士大臣登録第 139310 号 木下俊哉			

同級部 土留(張り) 栗材(製材品) 手付上
W210*H600・900*(7) 36mm
海鼠こし 90*45内外 栗材(製材品) 手付上
脚木 末口φ40*φ1800以内 栗材製丸太



- ※ 注1. 使用木材は、栗製材又はアラ・シイ製材とする。
- ※ 注2. 構造材 末口φ120以上の丸太材・板材(製材品)は、新仕上とする。
- ※ 注3. 柱・梁・隅柱等の固定は、隠しボルト締めとする。
- ※ 注4. その他木部固定は、縄締め固定とする。

整理番号



木下俊哉建築設計事務所
鳥取県米子市三本松2丁目6番41号 TEL (0859) 33-3725
管理建築士 一級建築士大臣登録第 139310号 木下俊哉

検 図 担 当 製 図

工事名

令和8年度
県立むきばんだ史跡公園復元建物修理工事設計図

図 名

竪穴式住居
屋根伏図 (DH2号)

年月日

縮尺
A2・1/30

図 番

A-11